2026. 2. 20
福岡市住宅都市みどり局建築指導部建築指導課

法第43条第2項第2号の許可申請における配置図作成上の留意点

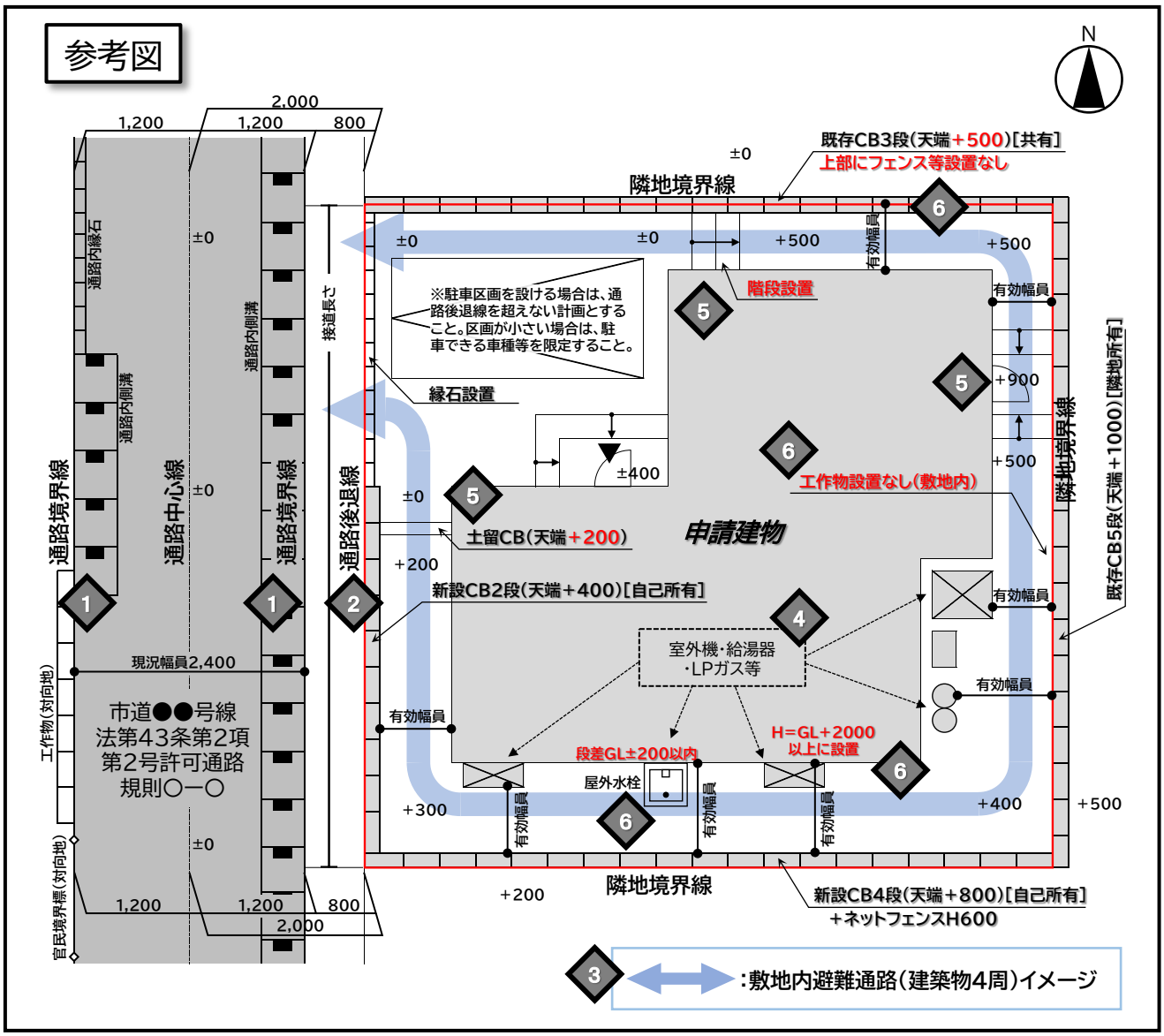

番号	留意点等
1	通路境界線の根拠を申請地側・対向地側ともに図示すること。(側溝、縁石、境界標、工作物など)
2	通路後退線、通路境界線は、敷地内側に縁石(CB塀、擁壁は可)の設置により明示すること。(目地棒、ピンコロ石、レンガ等は不可)
3	敷地内避難通路は、前面通路まで通り抜けができるよう、建築物の4周に確保し、随所に有効幅員を記載すること。
4	敷地内避難通路の支障となる設備機器や、工作物について図示すること。(これらは有効幅員内に設置しないこと。建築後に設置する室外機等についても想定の設置位置を図示すること。)
5	敷地内避難通路の進行方向の高低差は、±200以内となるよう、階段やスロープを設置すること。
6	次の場合は、有効幅員に含むことができる。 【室外機をGL＋2000以上に設置した場合／工作物の天端がGLと同じ場合(上部にフェンス等がないこと)／屋外水栓や土間など高さが＋200以内の場合】 なお、敷地内に工作物がない場合は、「工作物等設置なし」と記載すること。

その他の留意点

■道路斜線、北側斜線等について、検討位置・計算式とともに記載すること。(明らかに適合している場合等は、『〇〇〇のため、検討省略』と記載すること)

■平均地盤面の計算式を平面図等に記載すること。(立面図に反映すること)

■擁壁等については、その仕様(間知石・CPブロックなど)を図示するとともに、確認・検査済みの有無、安全性(既存擁壁のチェックリスト)を確認すること。

■増築の場合は、既存建築物を記載すること。(許可日、階数、構造、建築面積、延べ面積)